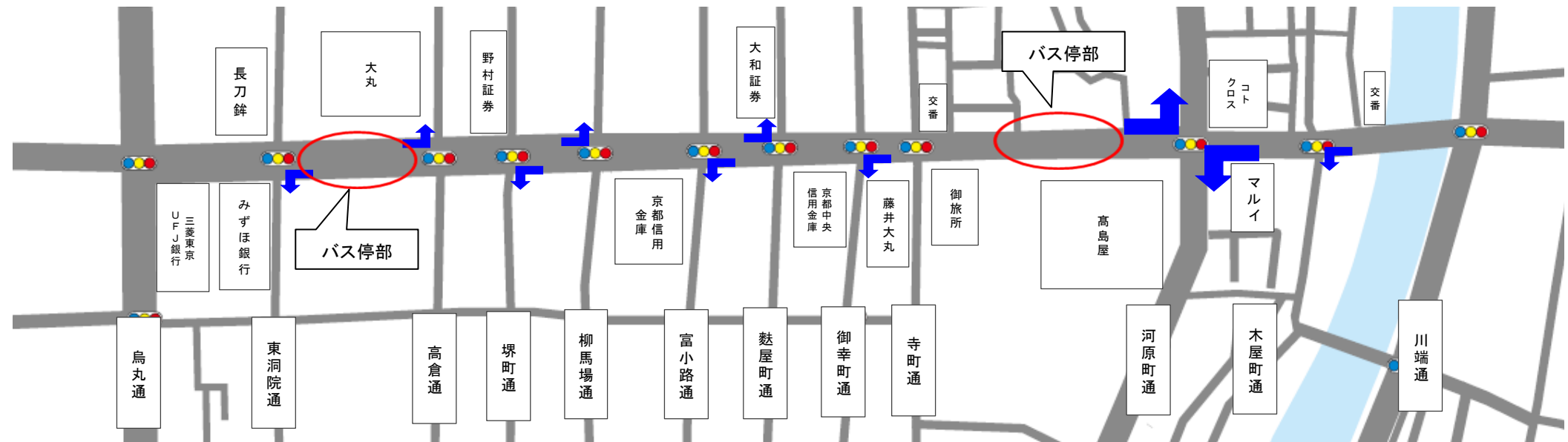


沿道アクセススペースの検討について

■沿道アクセススペースの検討

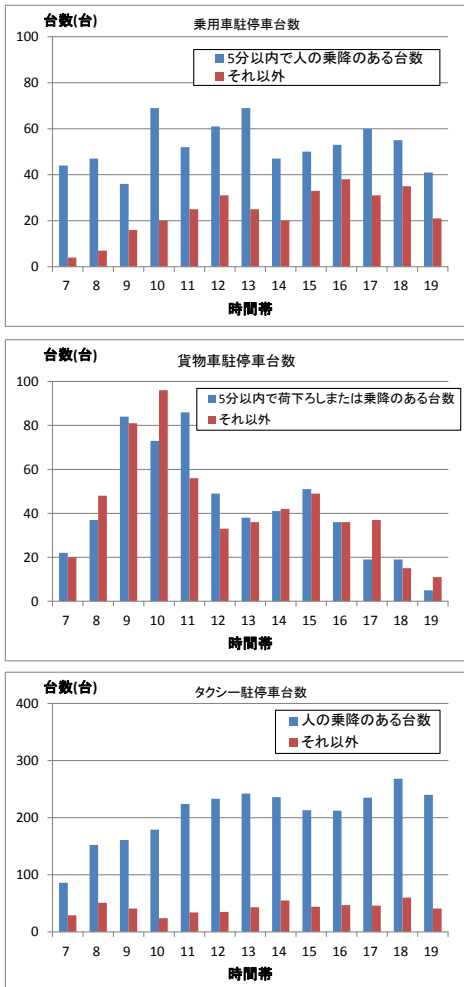
1 前提条件の整理



【沿道アクセススペースの検討の前提条件】

- (1) バス停留所
バス停については、東洞院通～高倉通間と寺町通～河原町通間の2箇所に集約する。
 - (2) 交差点
四条烏丸、四条川端の交差点周辺の道路構造は、現状と大きく変更しない。
四条通から細街路・河原町通への左折車両が、四条を通行する他の交通に影響を与えないようにする。なお、現状において、当該区間の四条通から細街路・河原町通へは右折禁止である。
- 上記(1)(2)の支障とならない箇所に沿道アクセススペースを配置する。

＜参考＞各車種の駐停車時間



※平成 24 年 3 月 22 日 (木) 調査結果

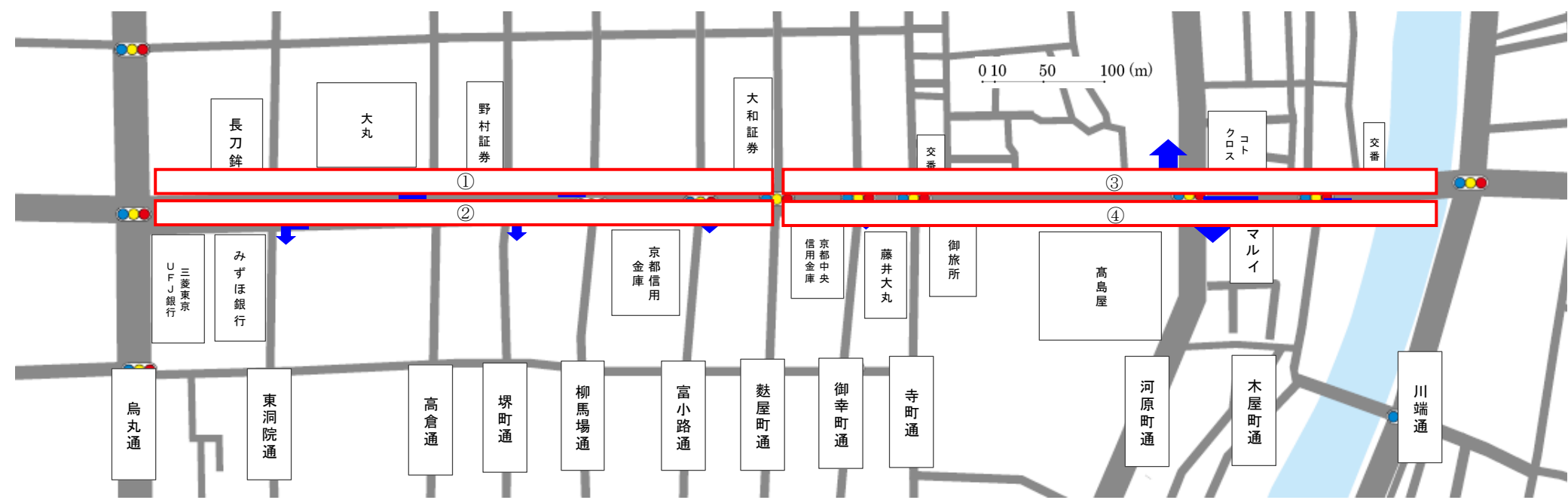
2 沿道アクセススペースの設置方針の決定

- 第 1 回沿道協議会における協議内容や調査データを踏まえ、沿道アクセススペースの配置方針を以下のように設定した。

現状の四条通の駐停車状況		四条通二車線化にあたり考慮すべき項目	沿道アクセススペースの配置方針
乗用車	○駐停車台数: 約1,000台 (うち、5分以内の停車で、人の乗降がある台数: 約700台)	・午後になると駐車を行う車両が増加しており、これらの車両を整序化していくことが望ましい。 ・ただし利便性確保の観点から、人の乗降など短時間の停車については沿道アクセスを許容することが必要である。	人の乗降など短時間の停車のみ沿道アクセスを許容 [車種を限定しない沿道アクセススペース]
貨物車	○駐停車台数: 約1,100台 (うち、5分以内の停車で、荷下り又は人の乗降がある台数: 約550台)	・貨物車の停車が妨げられるような影響が発生すれば、地域に大きな影響を与える可能性がある。 ・四条通に長時間駐車し荷捌きを行っている車両については路外荷捌き場等を利用してもらうなどの対策により、整序化していくことが望ましい。 ・貨物車両は午前が多い傾向にあり、この時間帯でのスペース確保は必要である。	貨物車用のスペースを午前中中心に確保 [貨物車スペース] 貨物車スペース以外にも、車種を限定しない沿道アクセススペースを確保 [車種を限定しない沿道アクセススペース]
タクシー	○駐停車台数: 約3,200台 (うち、人の乗降あり: 約2,700台)	・現状は、大規模商業が立地する区間のタクシー乗り場で利用が多くなっている。 ・現状のタクシー乗り場では、長時間の駐車が多く発生している。 ・現状のタクシー降り場以外の箇所でも、歩行者が利用の意思を示した場合や、乗客が降車の意思を示した場合、タクシーは乗降を行う必要がある。	大型商業施設前の沿道アクセススペースが確保可能な場所では、タクシー用スペースを優先的に配置 [タクシースペース] タクシースペース以外にも、車種を限定しない沿道アクセススペースを確保 [車種を限定しない沿道アクセススペース]

沿道アクセススペースの検討

3 沿道アクセススペース配置案



【沿道アクセススペースの配置案】

対象区間	烏丸通～ 麩屋町通間	麩屋町通～ 四条大橋間	烏丸通～ 四条大橋間
区間番号(北側)	①	③	合計
タクシースペース	3台		3台
貨物車スペース	2台	4台	6台
(上段:午前, 下段:午後)	1台	2台	3台
車種を限定しない沿道アクセススペース	5台	4台	9台
(上段:午前, 下段:午後)	6台	6台	12台
合計台数	10台	8台	18台
区間番号(南側)	②	④	合計
タクシースペース		4台	4台
貨物車スペース	2台	3台	5台
(上段:午前, 下段:午後)	2台	1台	3台
車種を限定しない沿道アクセススペース	5台	3台	8台
(上段:午前, 下段:午後)	5台	5台	10台
合計台数	7台	10台	17台

【沿道アクセススペースの設定条件】

四条通の沿道アクセスを許容する 乗用車・貨物車・タクシーの条件
(1) 対象車両 【乗用車】 ・5分以内の停車で、人の乗降がある車両 【貨物車】 ・5分以内の停車で、荷下ろし又は人の乗降がある車両 【タクシー】 ①現況でタクシー乗り場が設置されている箇所 ・人の乗降がある車両 ②現況でタクシー乗り場が設置されていない箇所 ・5分以内の停車で、人の乗降がある車両
(2) 検討時間帯の設定 【午前】 ・検討対象貨物車の台数が最大となる時間帯 【午後】 ・各検討対象車両の合計値が最大となる時間帯

